

香川県サンポート高松交流拠点施設規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年8月1日

香川県知事 池田豊人

**香川県規則第34号**

香川県サンポート高松交流拠点施設規則の一部を改正する規則

香川県サンポート高松交流拠点施設規則（平成15年香川県規則第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表第1（第8条、第34条の3、第35条関係）				別表第1（第8条、第34条の3、第35条関係）			
1・2 略				1・2 略			
3 附属設備及び器具の使用料				3 附属設備及び器具の使用料			
施設	区分	単位	使用料の額	施設	区分	単位	使用料の額
国際会議場	略 同時通訳レシーバー	略		国際会議場	略 同時通訳レシーバー 映像・音声伝送システム	略 <u>1式につき</u> <u>半日当たり</u>	<u>10,470円</u>
略				略			
備考 略				備考 略			
4～6 略				4～6 略			
第1号様式（第4条関係）				第1号様式（第4条関係）			
略				略			
付表1 略				付表1 略			

付表2

(日本産業規格A列4番)  
附属設備及び器具

施設	品目	単位	利用日及び利用数量																	
			月日	月日	月日	月日	月日	月日	月日	月日										
			午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後										
			前後	間	前後	間	前後	間	前後	間										
国際会議場	折り畳み式ステージ	台																		
	演台	台																		
	司会者台	台																		
	音響装置	式																		
	移動式スピーカー	台																		
	マイクロホン	本																		
	DLPプロジェクター装置	式																		
	スクリーン	式																		
	資料提示装置	式																		
	サスペンションスポットライト	列																		
同時通訳装置	式																			
	同時通訳レシーバー	台																		
展示場	展示用パネル	枚																		
	折り畳み式ステージ	台																		
	演台	台																		
	司会者台	台																		
	パーティションロープ(スタンド付き)	本																		
	音響装置	式																		
	移動式スピーカー	台																		
	マイクロホン	本																		
	液晶プロジェクター装置	式																		
	スクリーン	式																		

注 1 午前とは午前9時から正午まで、午後とは午後1時から午後5時まで、夜間とは午後6時から午後10時までをいいます。  
2 該当するところに利用日と利用数量を記入してください。

付表2

(日本産業規格A列4番)  
附属設備及び器具

施設	品目	単位	利用日及び利用数量																	
			月日	月日	月日	月日	月日	月日	月日	月日										
			午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後										
			前後	間	前後	間	前後	間	前後	間										
国際会議場	折り畳み式ステージ	台																		
	演台	台																		
	司会者台	台																		
	音響装置	式																		
	移動式スピーカー	台																		
	マイクロホン	本																		
	DLPプロジェクター装置	式																		
	スクリーン	式																		
	資料提示装置	式																		
	サスペンションスポットライト	列																		
同時通訳装置	式																			
	同時通訳レシーバー	台																		
展示場	展示用パネル	枚																		
	折り畳み式ステージ	台																		
	演台	台																		
	司会者台	台																		
	パーティションロープ(スタンド付き)	本																		
	音響装置	式																		
	移動式スピーカー	台																		
	マイクロホン	本																		
	液晶プロジェクター装置	式																		
	スクリーン	式																		

注 1 午前とは午前9時から正午まで、午後とは午後1時から午後5時まで、夜間とは午後6時から午後10時までをいいます。  
2 該当するところに利用日と利用数量を記入してください。

## 附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- 改正前の規則で定める様式による用紙は、当分の間、使用することができる。